

遊佐町教育委員会  
会 議 議 事 録

令和2年7月27日開催

遊佐町教育委員会

## 遊佐町教育委員会会議議事録

会議日時 令和2年7月27日（月曜日） 午後1時20分  
会議場所 遊佐町役場 議事所  
開会時刻 開会宣言（教育長） 午後1時20分  
閉会時刻 閉会宣言（教育長） 午後2時15分  
出席委員 教育長 那須栄一 第一教育長職務代理者 渡邊宗谷  
第二教育長職務代理者 石川茂稔 委員 石山幸子 委員 齊藤敦子  
欠席委員 なし  
委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名  
教育課長 高橋善之 課長補佐兼総務学事係長 鳥海広行（書記）  
課長補佐兼文化係長 阿部秀雄 学校指導係長兼指導主事 佐藤健太郎

### 議 題

- 議第14号 令和3年度使用小学校教科用図書及び特別支援学級教科用図書の採択について  
議第15号 令和3年度使用中学校教科用図書及び特別支援学級教科用図書の採択について  
議第16号 令和3年度使用特別支援学校（特別支援学級）用教科用一般図書の採択について  
議第17号 遊佐町教育委員会事務の管理及び執行の点検及び評価に関する報告の承認について  
議第18号 遊佐町指定天然記念物の指定解除について  
議第19号 旧青山本邸の設置及び管理に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

### 諸事の概要

教育長 これより遊佐町教育委員会会議を開催いたします。  
本日、教育長及び教育委員4名全員の出席で定足数に達していることをご報告します。  
本日の会議日程は、あらかじめお手元に配布しました資料のとおりであります。

教育長 ここで、議第18号 遊佐町指定天然記念物の指定解除について及び議第19号 旧青山本邸の設置及び管理に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを本日の追加日程と致します。これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長 それでは、議第18号、及び議第19号 を本日の追加日程と致します。

教育長 次に日程第1、令和2年6月22日の会議議事録の確認をいたします。

議事録について書記をして要約し朗読いたさせます。

書記 (前回の議事録について、会議日時、出席委員、提出議題とその顛末等を要約して朗読)

教育長 ただいまの書記朗読のとおりであります。委員の皆さまには後ほど記載内容をご確認していただくとして、朗読内容にご異議ございませんか。

(全員より「異議なし」の声あり。)

教育長 ご異議なしと認めます。それでは後ほど議事録に署名願います。

教育長 続きまして日程第2、  
議第14号 令和3年度使用小学校教科用図書及び特別支援学級教科用図書の採択について  
議第15号 令和3年度使用中学校教科用図書及び特別支援学級教科用図書の採択について  
議第16号 令和3年度使用特別支援学校(特別支援学級)用教科用一般図書の採択についてまでの3議案を一括上程致します。  
書記をして議案を朗読いたさせます。

書記 (上程の議案を朗読)

教育長 提案者より提案の理由を求めます。

教育課長 (議第14号～議第16号について説明)

健太郎先生 (補足説明)

教育長 それでは、これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより議第14号から議第16号までの議案について一括して質疑に入ります。  
何かご質問ご意見等はございませんか。

渡邊委員 採用審議の中のことがどこまで説明できるかとなると思うのですが、学校の新しい各教科書会社に変更になった理由ではないですが、時代的流れというものがあったのかという雰囲気を知りたいのですが。

教育長 いくつか、ポイントがあったと思いますけれども、指導主事の方から査定協議会で指摘があった点、2つ3つあげてください。お願いします。

健太郎先生 はい、今回、来年度から新学習指導要領完全実施ということになりますので、どの教科書会社も新しい学習指導要領に合わせて、かなり工夫された内容に変わっ

てきているのかなというふうに思います。

その中でも酒田飽海地区、遊佐町と酒田市の子どもたちの実態にあった教科書、先生方がやはり活用し易い教科書という視点で研究員の先生方から選定頂いたということになります。研究員の先生方も正直迷いながら選定したというのが実情のかなというふうに思っております。ただ、やはり最後は、酒田飽海地区の子どもたちの実態にあったものということで最終的に選んで頂いたのかなというふうに思っております。

教科書会社、変わってない会社もありますが、そういった会社も教科書、かなり中身が変わっておりますので、そこら辺は、やはり研究員の先生方がかなり時間をかけて研究してくださった結果ですので尊重して頂ければ、ありがたいなあと思っております。以上です。

教育長 私から一点、補足させていただきますと、私も教科書を全部は見えていないですけども、主だったところを見せて頂いたわけですか、今、新型コロナの状況でオンライン、そして機器の活用がいよいよ前に進むのかなという状況にあります。本町でもそれを目指しているわけですが。  
例えば、教科書もQRコードというのが、どの教科書にもポイントポイントで付いておりまして、子どもたちがそういった話題環境を駆使してですね、  
例えば、スマホでも動く画像をチェックできるとそういった工夫をどの会社でも採用されてまして、当然どんな内容かなあとということは、たぶん全部見ることは、出来なかったと思いますけれども、研究員の皆さんもそういった画像をポイントポイントで見ながら研究をなされているということで、確認してほしいですか。

健太郎先生 はい、2年後の状況も見ているんですけども。

教育長 そんなことで従来には無い、いろんな教科書の特性が出てますので。そして、いよいよ、こういうご時世ですから私の語彙で言いますとデジタル教科書、最初から紙ベースでなくて、デジタルの教科書というのものもあるわけですけども、これも令和6年度あたりを目途に、つまり次の改定の時期にはという思いはと、聞いてましたので、そういう時代になってきたんだなあと。子どもたちのモラル環境と言いますか、教材そのものが大きく変わっているんだなあとということを私の後ろに並んでいます教科書を見ながら実感したところでございます。

教育長 他にご質問ご意見等ございませんか。

(全員「なし」の声あり)

教育長 それでは、これをもって質疑を終了致します。  
これより、議第14号 令和3年度使用小学校教科用図書及び特別支援学級教科用図書の採択について  
議第15号 令和3年度使用中学校教科用図書及び特別支援学級教科用図書の採択について

議第16号 令和3年度使用特別支援学校（特別支援学級）用教科用一般図書の採択についての件を採決致します。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。

教育長 続きまして日程第3、議第17号 遊佐町教育委員会事務の管理及び執行の点検及び評価に関する報告の承認についての件を議題と致します。書記をして議案を朗読いたさせます。

書記 （上程の議案を朗読）

教育長 提案者より提案の理由を求めます。

教育課長 （議第17号について説明）

書記 （補足説明）

教育長 それでは、これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。何かご質問ご意見等はございませんか。

教育長 私からお願いなんです、表紙の挿絵、大変素晴らしいんですが、上の方と右の方にコピーの跡、ラインの跡が見えるものですから、作成するときは、きれいに白で消して……。よろしくお願ひします。  
あともう1点は、最後が折り返したもんだから、もう1枚、裏紙、背表紙を付けて頂くと。すごく開きがちなもんだから、紙の無駄と言えは無駄なんだけれども、もう1枚付けて頂くといいのかなと思われま。無駄だと言われれば、これで内容に変わりがないんですが、この2点だけご配慮をお願い出来ればと思ひます。

書記 わかりました。

教育長 他にございませんか。  
渡邊委員。

渡邊委員 感謝申し上げたいことですが、先日、これの感想とか、直して頂きたいなと要望を寄せてもらって8ページからいろいろと文言の締めくくりの言葉の辺りをやって頂いたけれども、今回、読ませて頂いて、非常に力強い文章になっていて、これでもすっきりした表現に変えて頂いて、私としては、素晴らしい文章になったのかなと思っております。感謝申し上げます。ありがとうございました。

教育長 内容もそうでありますが、表現力も大事だそうでございます。今後、いろいろな書

類作成の時、ご配慮頂きたいと思います。

他にございませんか。

石川委員。

石川委員 私も渡邊委員と同じように読ませて頂いて、前回、出して頂いた資料と比べると格段にレベルが上がった感じが致しました。さらに学識経験者の2人の先生のご意見が入ったことで、凄くいい報告書になったと思いますけれども、お二人の先生方とも、かなり詳しく作って頂いて、こうした方がいいんじゃないかと提言を読ませて頂いたんですけれども、読んだ通りのことをまた課内で揉んでやって頂けたら素晴らしいものになるんじゃないのかというふうに思いました。結構、それぞれの係で単独でやっているようなことを加藤先生もこれをこれでなどと詳しく書いて頂いてますので、こういったことを課内でまとめて頂いたらありがたいなと思います。素晴らしい意見を頂いたなあと思います。

教育長 ありがとうございます。

これは、昨年度の事業の点検評価なわけですけれども、それはそれで。今年度の当然、事務執行に反映させていかなければならないので、これ、まとまった段階でお盆休み前後にやっぱり係会を開いて、こういう中身でご指摘頂いているので、このメンバーで残り半分しか、無くなったわけですけれども反映させていく、活かしていくということで、やっぱり幹部長会議等で確認する必要もあるのかなと思います。ひとつ、課長、そこ、よろしく東ね方をお願いしたいと思います。

教育長 他にご質問ご意見等ございませんか。

(全員「なし」の声あり)

教育長 それでは、これをもって質疑を終了致します。

これより、議第17号 遊佐町教育委員会事務の管理及び執行の点検及び評価に関する報告の承認についての件を採決致します。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全員「なし」の声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。

教育長 続きまして日程第4、議第18号 遊佐町指定天然記念物の指定解除についての件を議題と致します。

書記をして議案を朗読いたさせます。

書記 (上程の議案を朗読)

教育長 提案者より提案の理由を求めます。

教育課長 (議第18号について説明)

阿部補佐 (補足説明)

教育長 それでは、これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。何かご質問ご意見等はございませんか。

教育長 また、今、子供たちが植えた木がいっぱいになってくれば10年かかるのか、15年かかるのか、わかりませんが、また指定を復活するという可能性が当然あり得るわけですね。  
石川委員。

石川委員 指定を頂くことによって、何か管理のための予算が付いたりとかあるんですか。

阿部補佐 正直言います、文化財指定をして看板や標識を立てたり、場所によっては、説明板を立てたりというところまでは、教育委員会でやりましたけれども、個々の維持管理に係ると思うんですけども、正直言います、町の方で今までそういった助成とかを特にしてこなかったんですけども、少し樹木が弱っているなあとというところで、樹木医さんに頼んで診断をしてもらったケースなんかは少しありますけれども、あと、ただ、昨年度から指定文化財に付いている補助金交付事業を始めまして、龍頭寺さんの仏像の修復について第1号として上限は、100万円ということで、2分の1でやっております。今年、6月ですか、六日町の深山神社に櫻林が町文化財指定になってるんですけども、そこを大木がやっぱり六方四方あるものですから、枯れてはいないんですけども、枯れた枝が高い所から落ちると建物を破壊したり、あるいは、人に落ちたりして危険になるということでありまして、やはり、ただ、お金もかかるものですから、なかなか、やれなくて、前回やったのが、15年前とか、町の維持の方でお金を出してやったことなんですけれども、今回、広報でこういった事業をやったということを知りつけて区長さんに相談しまして、今回、10万円以上かかるようであれば、対象になりますという話をしまして、申請して頂きまして、工事が終わりました。そして、やはり、60万円近く58万円か57万円が係ったようでして、その内の半分を今回は、事業で行ったということで、今までは、そういったことは無かったので、昨年度から、そういった事業も始めたということです。

石川委員 ありがとうございます。

教育長 結局、この丸子の社叢にしても、民有地、民間の財産なものですから、当然、承諾して頂けなければ、指定できないわけですし、そういう意味では、従来は、ただ、ご迷惑を掛けないでしようけども、ある意味で、負担を精神的に付ける、掛けていた部分もあり得る訳ですけども。しかも、今回、松枯れも全部、処分等、結局、民有地だから自分の手でやられたわけですよ。

阿部補佐 松くい虫に関しては、産業課の方で行い、伐倒は無料でした。

教育長 いずれにしても、民有地なものですから、こういったことは持ち主とのやり取りで、そんなにあと、面倒係るようなら、やはり、指定してほしくない場合もあり得る訳ですし、その辺は、十分、ご意見を頂きながら。  
今の深山神社の伐採の件もありましたけれども、そういった費用のね、バックアップする制度が出来たというのは、これは、まだ2年目ですよ、3年前出来て、去年が初めて龍頭寺さんがやって、今年は、深山神社をやって、そして、今、藤崎地区の小山地区の船絵馬の修復も新聞記事になっています。それも今の予算を使ってやっていますね。

阿部補佐 はい。

教育長 そんなことで、ご理解を頂きたいと思います。

石山委員 かけ離れて申し訳ないんですけども、私、いつも写真を撮るんですけども、高谷先生とも東京に行った時も。天然記念物と知らなかったんです。ただ、こう、松自体よりも鳥海山とのコラボレーションのロケーションの凄くいい場所なんで、写真を撮りに来ている人が結構いっぱいなんです。私も写真、撮りましたけれども。全部、木を切ったの？

阿部補佐 2本だけ残ってます。

石山委員 なんか、寂しくなったような気がしたんですけども。

阿部補佐 だいぶ、見る角度によって、ちょっと違うんですけども。

教育長 そして、今は広葉樹があり、冬になるとその葉っぱがみんな落ちるものだから、寂しくなります。今、松以外の周りの木も葉っぱも大きくなってきているものですから、冬前は何となく豊かに見えるんですが、冬に撮りに行くとがっかりすると思います。

石山委員 この2本は、切らないよね。

阿部補佐 当然、松くい虫にやられてなければ、松は、残します。

石山委員 ありがとうございます。

阿部補佐 逆に言うと、切れないので。他のお金も結構かかります。

教育長 ですから、先程も話をしましたけれども、高瀬小学校で植えた樹木が私たちの生存しているうちに立派に成長してくれることを願って、ぜひ、復活出来るタイミングが来ればよいなというふうに審議会では、話し合ったところです。



石山委員 鳥海山があるからいいし、鳥海山が凄いですよ。

教育長 よろしいでしょうか。

石山委員 わかりました。

教育長 他にございませんね。

石山委員 他にご質問ご意見等ございませんか。

(全員「なし」の声あり)

教育長 それでは、これをもって質疑を終了致します。  
これより、議第18号 遊佐町指定天然記念物の指定解除についての件を採決致します。  
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全員「なし」の声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。

教育長 次に日程第5、議第19号 旧青山本邸の設置及び管理に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則の制定についての件を議題と致します。

教育長 書記をして議案を朗読いたさせます。

書記 (上程の議案を朗読)

教育長 提案者より提案の理由を求めます。

教育課長 (議第19号について説明)

阿部補佐 (補足説明)

教育長 それでは、これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。何かご質問ご意見等はございませんか。  
渡邊委員。

渡邊委員 前段の評価報告書の中で、旧青山邸の来年度の運営ということで指定される人件費の削減ということで冬期間の開館時間の検討をしなければいけないということがありましたけれども、今回の提案で10時から4時までということで、合わせて1時間を短縮するということですね。

阿部補佐 はい、そうです。

渡邊委員 それでよろしいですか。

阿部補佐 本当に小規模では、あるんですけども、やはり、たまになんですけども、例えば、前の日、酒田に泊まって、朝一で来るとなると、人によっては、午前9時位に見たいという人がなくはないとなると、例えば、11時とかなると、なかなか、やはり午前中どこも見られないという話になりますし、午後もやはり、最後にたどり着くという場合もあるというとなると、来館者の利便性を考えると、ぎりぎり、ほぼ中途半端な変更かもしれないんですけども、あえて、大きく変えなかったというところで、これもなんと申しましょうか、絶対変えないというわけではなくて、また、しばらく、2・3年、様子を見て、やはりこの時間帯、絶対来ないよねということであれば、また見直す、あるいは、また、不便だからまた、元に戻すという、逆に人がどんどん、いらっしやって要望があつて、元に戻すという可能性もゼロでは、無いかもしれないですけども、しばらく、ちょっと、どうなのかなあというふうに思っています。

渡邊委員 まあ、年が暮れるまでやってみて、今年度のまた冬を迎えてみて、また、状況を見ながら、変えるのであれば変えていってというふうなことです。ありがとうございました。

教育長 コロナウィルス禍の中、Go to トラベルもやっている、その辺がどう影響するのか、どういうデータが出るのか、気になるというところでありまして、この内容で今年度やって、これからのお客さんの状況を見て、また、検討したいということですよ、よろしいでしょうか。

教育長 他にご質問ご意見等ございませんか。

(全員「なし」の声あり)

教育長 それでは、これをもって質疑を終了致します。  
これより、議第19号 旧青山本邸の設置及び管理に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則の制定についての件を採決致します。  
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全員「なし」の声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。  
以上をもって、本日の本委員会に付議された案件の審議は全て終了しました。  
これをもちまして、遊佐町教育委員会会議を閉会いたします。

遊佐町教育委員会会議規則第19条の定めるところにより、ここに署名する。

令和 2 年 8 月 28 日

教 育 長 那 須 保 一

教育長第一職務代理者 渡 邊 栄 谷

教育長第二職務代理者 石 川 茂 稔

委 員 石 川 幸 子

委 員 齊 藤 敦 子

事 務 局 職 員 鳥 海 広 行